

大山崎町選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、平成29年6月7日から同年6月13日までの7日間、第二大山崎小学校プールの小学校グラウンド内への移転ならびに学童保育「でっかいクラブ」の第二大山崎小学校教室内への移転を問う住民投票条例制定の請求に係る請求者の署名簿を縦覧に供した結果、異議の申出はなく、有効署名の総数は、次のとおりである。

平成29年6月14日

大山崎町選挙管理委員会

委員長 石田 寿彦

有効署名の総数：827